

原子力発電所の新規制基準適合性に係る書面審査  
第8回 議事概要

1. 日付：令和2年12月15日（火） 四国電力（株）から資料を受理  
令和2年12月18日（金） 原子力規制委員会より判断事項・指示事項を手交
2. 場所：原子力規制委員会 原子力規制庁内会議室
3. 議題  
（1）伊方発電所3号炉 特定重大事故等対処施設の設置に伴う原子炉施設保安規定変更認可申請に係る審査について
4. 配布資料  
提出資料 伊方発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について  
手交資料 伊方発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（特定重大事故等対処施設の設置等）に関する判断事項・指示事項

※配布資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条に定める不開示情報を含むため、平成27年1月14日原子力規制委員会「特定重大事故等対処施設に関する審査の取扱いについて」を踏まえ、非公開とします。

5. 議事概要  
（議題1）

- （1）四国電力株式会社から、令和2年12月15日に伊方発電所3号炉 特定重大事故等対処施設の設置に伴う原子炉施設保安規定変更認可申請に係る資料が提出された。
- （2）これに対し、原子力規制委員会は、令和2年4月8日第2回原子力規制委員会議題4「当面の審査会合等の進め方について」の方針に基づき書面審査を行い、必要な判断事項及び指示事項を示すとともに、これらの事項に対する説明を文書で回答することを求めた。
- （3）四国電力株式会社から、了解した旨の回答があった。

以上